

特集

経理への信頼性を高めるためには
このルールに準拠しよう!!

「中小会計要領」 のことが理解できる 3時間セミナー

中小企業の経理に関しては、スタッフの数が限られている、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行なわれている等の特徴があります。そのため、大企業のように厳密な会計ルールを適用することは現実的ではありません。そこで中小企業でも簡単に利用できる会計ルールとしてつくられたのが、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」です。この「中小会計要領」に準拠することで決算書の信頼性が高まり、銀行借入の際の金利が優遇されることもあります。今月の特集では「中小会計要領」について、どこよりも分かりやすくレクチャーします。



公認会計士
平林亮子





Lesson

1

中小会計要領とは何かをざっくり理解しておこう

**経理業務のお悩みは
中小会計要領で解決できる!?**

企業は、お客様に商品やサービスを売り上げ、経費を支払うことで経営を続けています。売上や経費を1年分集計すると、その差額が利益となり、法人税等もそれを基に計算し、納付することになります。

それでは、1年間の売上はどのように集計すればよいのでしょうか。会計期間が4月1日から3月31日までの1年間としたら、どこからどこまでが4月1日から3月31日の売上になるのでしょうか。

店舗で商品を取売して、その場でお客様から代金を受け取るような場合には、この質問自体をナンセンスに感じるかもしれませんね。でも、実際には、1ヵ月分の代金を翌月まとめて受け取ったり、代金を最初にもらって商品を取売してから発送したりすることもあるでしょう。

そんな時、代金を受け取った時に売上として集計するのか、それとも商品を発送した時に集計するのか、考えてみたことはありませんか？

金額についても、考え出すと難しいものです。例えば、お客様からの代金振込について、こちらが振込手数料を負担するような場合に、振込手数料を差し引いた額を集計するのか。売上を

いくらにしたらよいか判断が難しくなる取引も存在します。

もちろん、こうした問題が生じた時には、顧問税理士の先生と相談をすればよいと思います。ただ、そもそもどんな点が問題になりうるのか、また、どのように相談したらいいのか分からなければ、前向きな問題解決にはつながりません。

税理士の先生方も、常に唯一絶対の答えを持っているわけではなく、税務や会計の基本的な考え方に基づいて、顧問先にとってよいと思われる方法を提案しているだけに過ぎないこともあります。

本来、企業のことを一番よく分かっているのは経営者やそこで働く方々で

あり、企業の判断で、それぞれの取引にあった会計処理をするのが理想です。税理士の先生や税務署に頼るのではなく、企業が主導権を持つて会計処理を行なうことが重要です。

ただ、そうは言っても、守るべき会計ルールもありますから、そこから外れた処理をするわけにはいきません。基本的な考え方やルールに基づき会計処理を行なう必要があります。

そこで役立つのが「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）です。中小会計要領には、中小企業がどのように会計処理をして決算書を作成したらよいか、基本的な考え方から個別の処理方法まで、抛り所となる内容が記されています。

後でもお話ししますが、中小会計要領を活用すれば、経理業務に主体的に取り組むことができるようになるだけでなく、経営に有用な決算書の作成もできるようになります。

経営に役立つ決算書を作成する

中小会計要領は、その目的として「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記を示すものである」と定められています。

こうした会計のルールは、会社法や様々な基準にも定められていますが、上場企業や大企業と中小企業を同じように取り扱うのは無理があります。大企業と中小企業では経理部の規模も異なりますから、同様の会計処理を要求するのは酷ですしね。

そもそも、上場企業は決算数値に基づいて株の売買が行なわれたり、多くの関係者の判断に影響を与えたりするのに対して、中小企業はそこまで厳密

な数値処理をしなくても必要な情報を提供できる可能性が高いです。また、中小企業が難しい会計処理をしようとする場合に、経営計画や過去のデータに基づいて判断を大企業と同様にできないことも多く、それならば敢えて難しい会計処理をしない方が有益な場合もあるでしょう。

中小会計要領はこのような点も踏まえ、次ページ図表1のような考え方に立って設定された中小企業のための会計基準なのです。

中小会計要領の活用が想定されているのは、上場企業や会社法上の会計監査人設置会社を除く中小企業です。特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社においても、利用することができます、とされています。ただし、あくまでも会計処理の抛り所となる考え方であって、強制されるものではありません。

中小会計要領には、会計処理の基本